

【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について (全公立幼稚園・学校)

2022.4.1適用
一部改正2022.6.10

濃厚接触者

※原則として、同居家族は保健所に濃厚接触者と特定される

保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を**実施**する

家庭内で感染者と接触

その他接触者

行政検査／接触者PCR検査センター等受検

- 当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間は出席停止（在宅勤務等）⇒8日目解除
- 又は
- 最終接触から4・5日目の抗原キット検査陰性⇒5日目から登校・出勤可能（必要に応じて別紙4を使用）

- ・児童生徒→自費検査（抗原キットは家庭準備）
 - ・教職員→学校長が学校運営の継続に支障があると判断した職員：学校用抗原キット使用
- ※ただし、自主的な検査による陰性確認を用いる事も差し支えない。

※抗原キットは薬事承認（医療用）を使用すること

※ハイリスク行動は控える（最終接触日の翌日から7日間）

- ハイリスク者（※1）との接触、ハイリスク施設（※2）への訪問
- 不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントへの参加

※1『ハイリスク者』：高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に重症化リスクが高い方

※2『ハイリスク施設』：ハイリスク者が多く入所・入院・通所する高齢者・障害児者施設や医療機関（受診目的は除く）

無症状

接触者PCR検査センター等受検

- 検査結果判明後、登園・登校・出勤可。

有症状

⇒登園・登校・出勤自粛・医療機関を受診／検査または（軽症の場合）抗原キット検査
・受診先の相談→県コールセンター（098-866-2129） ・発熱外来→沖縄県HP参照

☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。
☆同居家族以外の感染者と接触した場合で、保健所から濃厚接触者と特定された場合も、同様の対応となります。